

# 化学物質を取り扱う事業主の皆さまへ

## 女性労働者の就業を禁止する業務の範囲が拡大

女性労働基準規則の改正により(改正女性則)、妊娠や出産・授乳機能に影響のある26の化学物質(裏面参照)を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を以下の業務に就かせることは禁止されています。

(平成24年10月1日施行。ただし、エチルベンゼンは平成25年1月1日施行)

### 女性労働者の就業を禁止する業務

●労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分(下記参照)」となった屋内作業場での全ての業務

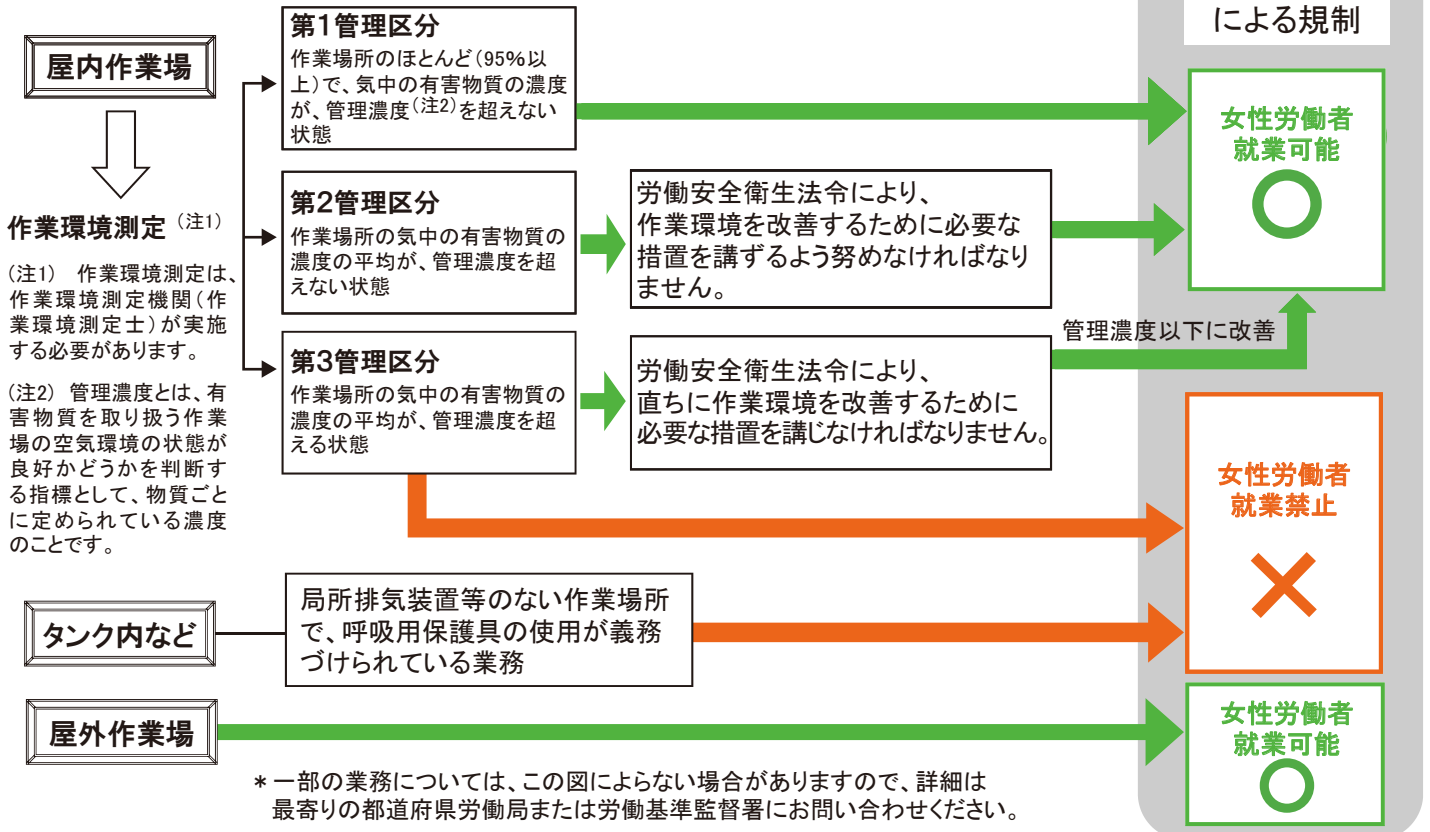


●タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられているもの



### 労働安全衛生法令と改正女性則の関係(概要)

#### 労働安全衛生法令による規制



# 改正女性則による就業制限対象物質と管理濃度

以下の26の物質が規制の対象となります。これらは同時に、労働安全衛生法に基づく「特定化学物質障害予防規則（特化則）」「有機溶剤中毒予防規則（有機則）」「鉛中毒予防規則（鉛則）」の適用を受けます。事業主は、女性則に基づく措置とは別に、労働安全衛生法令に基づき、局所排気装置等による発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、健康診断などを実施してください。

特定化学物質障害予防規則の適用を受けるもの		管理濃度
1	塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m <sup>3</sup>
2	アクリルアミド	0.1mg/m <sup>3</sup>
※1・3	3 エチルベンゼン	20ppm
	4 エチレンジイミン	0.05ppm
	5 エチレンオキシド	1ppm
※2	6 カドミウム化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>
	7 クロム酸塩	0.05mg/m <sup>3</sup>
	8 五酸化バナジウム	0.03mg/m <sup>3</sup>
	9 水銀およびその無機化合物 (硫化水銀を除く)	0.025mg/m <sup>3</sup>
※2	10 塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状のものに限る)	0.1mg/m <sup>3</sup>
	11 砒素化合物 (アルシンと砒化ガリウムを除く)	0.003mg/m <sup>3</sup>
	12 ベータープロピオラクトン	0.5ppm
	13 ペンタクロルフェノール(PCP)および そのナトリウム塩	0.5mg/m <sup>3</sup>
	14 マンガン (注)マンガン化合物は対象となりません。	0.2mg/m <sup>3</sup>

鉛中毒予防規則の適用を受けるもの		管理濃度
15	鉛およびその化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>

有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの		管理濃度
16	エチレングリコールモノエチルエーテル (セロソルブ)	5ppm
17	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
18	エチレングリコールモノメチルエーテル (メチルセロソルブ)	0.1ppm
19	キシレン	50ppm
20	N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
21	スチレン	20ppm
22	テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)	50ppm
23	トリクロルエチレン	10ppm
24	トルエン	20ppm
25	二硫化炭素	1ppm
26	メタノール	200ppm

※1 上記3のエチルベンゼンは、平成25年1月1日から規制の対象となります。

※2 カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体は対象となりません。

※3 上記3、16～26の物質を含む混合物について有機則の規定(3については特化則において準用する有機則の規定)に基づき作業環境測定を行う場合は、当該混合物として評価を行います。

作業環境測定および評価の結果、第3管理区分に区分された屋内作業場における業務については、各物質の測定値がその物質の管理濃度以下であっても女性労働者を就労させてはいけません。

## 改正条文、施行通達などは厚生労働省のホームページをご覧ください。

トップページ「分野別の政策」雇用・労働＞雇用均等＞労働者の方へ＞働く女性の母性管理について＞  
働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定について

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku05/h24-78.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/h24-78.html)

### 注意事項

1. 化学物質が発散する場所での女性労働者の就業禁止は、妊娠の有無、年齢などにかかわらず、全ての女性労働者が対象になります。
2. 女性労働者が就業可能な作業環境であるにもかかわらず、そこで仕事をさせないことは、女性の就業の場を必要以上に狭めることとなります。事業主は、このようなことがないようにしなければなりません。

## お問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署まで

所在案内はこちら→ <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/htm>

厚生労働省トップページ＞厚生労働省からのご案内「所在地案内」



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。